

経理担当者が実務で迷わない 本当に必要な固定資産の会計と税務

固定資産をめぐる各段階での会計と税務処理について分かりやすく解説します

- そもそも固定資産にはどんなものがあるか理解する
- 固定資産を取得したときの処理
- 実務上、最も判断に迷うことの多い資本的支出と修繕費
- 範囲の広い税法上の繰延資産の処理・・・ほか

◆開催要領◆

<日 時> 2017年 3月 28日(火) 10:00~17:00

<会 場> 「企業研究会セミナールーム」(東京・麹町) 東京メトロ麹町駅より徒歩5分

講 師

松田会計事務所 所長 税理士

松田 修 氏



【松田修氏ご略歴】昭和61年税理士試験合格。税理士。松田会計事務所 所長。学校法人村田簿記学校講師(法人税法、簿記論担当)を経て、社会会計事務所(現 辻・本郷税理士法人)入所。数多くの企業の会計・税務業務や経営相談などを経験。平成5年に独立し、「税理士 松田会計事務所」を設立。簿記・税務の専門スクール「麻布ブレインズ・スクール」代表を務めるほか各種実務セミナー講師としても活躍中で、豊富な経験に基づいた分かりやすい解説が受講者から絶大な支持を受けている。主な著書として「Q&Aで基礎からわかる固定資産をめぐる会計・税務」「Q&A国際税務と海外勤務者・非居住者の税金」「Q&A経理担当者のための税務知識のポイント」(清文社)>など多数。

◆ご参加頂きたい方◆

経理・財務・総務に配属され、固定資産をめぐる各段階での会計と税務処理の実務について学びたい方

● 受講料 ● 1名 (税込み、昼食・資料代含む)

正会員	37,800円 (本体価格 35,000円)
一般	41,040円 (本体価格 38,000円)

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。
当会ホームページからもお申込いただけます。後日、
(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

*よくあるご質問(FAQ)は当会ホームページにてご確認いただけます。([公開セミナー]→[よくあるご質問])

*お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。

*最少催行人数に満たない場合には、中止とさせて頂く事もありますので、ご了承下さい。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局

(担当) 鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp

TEL:03-5215-3550 FAX:03-5215-0951

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局 宛

申込書 FAX:03-5215-0951

161680-0606	2017.03.28	本当に必要な固定資産の会計と税務	
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。
※申込書をご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意願います。

● プログラム ●

3月28日
(火)

10:00
(スタート)

12:30

昼食タイム

13:30

午後 途中
休憩タイム
あり

17:00
(終了)

- 1 固定資産にはどんなものがあるか理解する
 - (1) 有形固定資産とは、無形固定資産とは
 - (2) 減価償却の対象となるもの、ならないもの
 - (3) 少額減価償却資産の取扱い (4) 一括償却資産の取扱い
- 2 固定資産を取得したときの処理
 - (1) 取得価格額をどのように決めるか
 - ・土地
 - ・建物
 - ・建物付属設備
 - ・機械装置
 - ・工具器具備品
 - ・借地権
 - ・その他
 - (2) 固定資産の取得価額に含めなくてもよい費用
 - (3) 少額減価償却資産の判定単位
 - (4) 建設仮勘定の会計処理 (5) 消費税の会計処理
- 3 減価償却計算 ~基礎知識から実務上の留意点、特殊ケースまで~
 - (1) 傷却限度額と損金経理
 - (2) どのような傷却方法が選択できるか?
 - ・定額法
 - ・定率法
 - ・生産高比例法
 - ・その他特別な傷却方法
 - (3) 傷却方法の選定単位と届出、傷却方法を変更する場合
 - (4) 耐用年数をどうするか?
 - ・法定耐用年数
 - ・中古資産の耐用年数の見積り
 - ・耐用年数の短縮
 - (5) 休止固定資産の会計と税務
- 4 税務上の優遇措置である特別償却と割増償却
 - (1) 主要な「特別償却」と「割増償却」について
 - (2) 会計処理の方法「償却費として損金経理」
- 5 実務上最も判断に迷うことの多い資本的支出と修繕費
 - (1) 資本的支出と修繕費の例示
 - (2) 資本的支出の計算「使用可能期間を延長させる部分」「価値を増加させる部分」
 - (3) 資本的支出と修繕費の形式的区分基準
- 6 固定資産の除却・破棄処理と、固定資産の評価減をめぐる実務
 - (1) 通常の除却処理 (2) 有姿除却の取扱いと注意点
 - (3) 固定資産の評価減ができるケースとは
- 7 リース会計・リース税務の概要
 - (1) 「所有権移転外ファイナンスリース」とは
 - (2) 「少額リース資産」及び「短期リース取引」の会計処理
 - (3) リース取引と重要性の原則
 - (4) 借手の処理—リース期間定額法
 - (5) 中小企業者の取扱い (6) 法人税・消費税の取扱い
- 8 範囲の広い税法上の繰延資産の処理
 - (1) 「会社法上の繰延資産」と「法人税法上の繰延資産」について
 - (2) 「法人税法上の繰延資産」の内容とその償却期間
- 9 近年の税制改正が減価償却制度に与えた影響
 - (1) 全額償却可能に?—残存価額の廃止
 - (2) 定額法・定率法の償却計算はどう変わる?
 - ・平成19年3月31日以前に取得した資産
 - ・平成19年4月1日以降に取得した資産
 - ・平成24年4月1日以降に取得した資産
 - (3) リースの取扱いが変更—リース取引関連税制
 - (4) 減価償却制度—200%定率法の導入
 - (5) 資本的支出と取扱い
 - (6) 書画骨董の取扱いの変更 他

※当日、電卓をお持ちください。

講 師 松田会計事務所 所長 税理士 松田 修 氏